

# SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

**N559**  
2017.9.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

沖縄県、キャンプ・シュワブゲート前、人権調査団(第2次調査)の実施に向けて—1次調査の報告… 都築さやか  
逮捕勾留冤罪からの救出—大阪都島幼稚園放火未遂事件から……………伊賀興一  
特別講演「安倍内閣とメディアの現状～何故、菅官房長官への会見に臨んだか」報告……………瓦井剛司  
第16回人権研究交流集会

□分科会紹介

松原民商まつり公園使用不許可事件 松原市が上告断念……………遠地靖志  
共謀罪を「振り返らない」……………辻田 航

## シリーズ 憲法審査会審議批判⑥

新しい人権(2)……………川口智也

## 法曹養成問題の新局面⑩

文科省の法科大学院政策の転換—法科大学院の「再編」構想……………立松 彰

## ロースクールの実情と法曹養成

新司法試験今昔物語……………澁谷 望  
弁学合同部会の議長に就任して(下)……………北村 栄  
71期向け四団体合同事務所説明会へ是非ご参加を……………今泉義竜



夏休みの思い出(長野・松本)

# 沖縄県、キャンプ・シュワブゲート前、 人権調査団(第二次調査)の実施に向けて ——一次調査の報告

あいち  
都築さやか

## 第一 沖縄県をめぐる状況と企画の趣旨

1 アメリカ軍普天間基地の移設に伴う、沖縄県名護市辺野古への新基地建設について、二〇一五年一月二三日に、翁長知事が仲井真前知事の埋め立て承認を取り消したことを契機として、沖縄県及び国が互いに訴訟を提起する事態となった。

その後、二〇一六年九月一六日に福岡高等裁判所那覇支部が、国土交通大臣が行った是正の指示に翁長知事が従わないことは違法であるとの判断を示し、同年二月二〇日に、最高裁判所が県側の主張を退け、同判決が確定した。

その後、国は一旦中止していた現場における作業を強硬に再開し、現在に至る。

このように、沖縄県の地方自治の保障(憲法九

二条)は、国によって踏みにじられている状況にある。

キャンプ・シュワブゲート前における座り込みは、一般市民が辺野古の新基地建設に対して反対の意思を表明するものであり、新基地建設に反対の声を上げる沖縄県民の声を代弁する極めて重要な表現行為である。

しかしながら、このように重要な意味を持つ表現行為が、機動隊から強制排除され、その後ゲート近くの一定区画に根拠なく監禁されるなどの行為が行われている。

さらには、このような重要な表現行為に対し、軽微な道路交通法違反や公務執行妨害罪で取り締まられているため、沖縄では毎週のように逮捕者が出ている。

2 沖縄県内において、このような人権侵害が

行われていることは、驚くべきことであるが、沖縄県外ではほとんど報道されていない。

そのため、沖縄県外にいる私たちには、現地で何が行われているかわからない。沖縄県外の間人は、沖縄県において、本土では決して行われないような人権蹂躪行為がまかり通っていることを、ほとんど知らない。

JELF(日本環境法律家連盟)は、辺野古周辺の自然環境や沖縄の文化を守るために辺野古基地建設に反対し、アメリカにおいて、ジュゴン保護訴訟を提起している。

このジュゴン弁護士団が中心となり、弁護士による人権調査(第一次調査)を企画し、沖縄県で行われている人権蹂躪行為の実態を調査し、その調査結果を広く社会に公表すべきだとして、第一次人権調査が行われた。



【上・右】強制排除前のゲート前の状況。白い警察車両が駐車している場所が、ダンプが入場するゲートの真ん前である。機動隊は、ゲートのすぐ前に大人数で座り込みされるのを防ぐために、警察車両を常に駐車している。  
【上・左】座り込んでいた場所から引きずり下ろされ、道路上に仰向けに転がる男性を強制的に運搬しようとする機動隊員。  
【下】強制的運搬行為。数名がかりで男性の腕を外側からねじり上げ、両足を抱えて運搬する。

## 第二 第一次人権調査の報告

### 1 第一次人権調査の方法

第一次調査は二〇一七年七月三日から同年八月四日までの間に行われ、ジュゴン弁護士団、JELF、青法協弁学会合同部会から、合計七名の弁護士が参加した。現地での強制排除の状況を撮影し、聞き取りをしたことに加え、総数二七七名に、人権侵害状況に関するアンケートを取ることができた。

### 2 現地の人権侵害状況

私が現地調査に行った際に強制排除していた機動隊は、沖縄県警だった。

機動隊は到着すると、「こちらは車道の出入り口となっております。大変危険ですので、歩道上に移動してください。道路に座り込む行為は道路交通法違反となっております。自分で移動してください」とまずは通告し、最初は自分で歩くように

言う(ただ、このような警告が行われるようになったのは最近のようである)。

それでも座り込みを止めなかった場合、一人につき、三、四名の機動隊員がつき、二人は外側からねじるように腕を取り、別の機動隊員が足を取って身体を浮かせ、物のように運搬して排除する。

座り込みの場所から地面に転がされる人、地面を這いずりまわって抵抗した結果、徹底的に制圧されて運搬される人、暴力的な強制排除を受けると傷害を負う危険があるので、立ち上がって腕を取られて引きずられるように歩かされていく人、様々である。

強制排除の現場からは、「触らないで」「痛い」「やめろ」等の怒号と悲鳴が上がる。

このようにして強制排除・強制運搬行為後、歩道上に設置されている鉄柵の中に運び込み、鉄柵の両端を警察車両と機動隊数十名で立ちはだかり、監禁していく。

鉄柵の中にいる人たちは、その区画から出る事が出来ず、警察官を押し出ようとすると、証拠がやってきて「あなたは今、警察に暴力をふるいましたね」と言いながら撮影をすることで脅しをかける。

それでも構わずに出ようとすれば、警察は強制力行使する。

炎天下で日差しを遮る物も、水もなく、警察車両



【上・右】ゲート前の国道を挟んで反対側の歩道で、マイクを握って、機動隊員の暴力を非難していた男性も排除された。

【上・左】強制排除に対し、道路に座り込んで抵抗する女性。

【下】鉄柵と警察車両、機動隊の人間の檻を利用した監禁行為。



から排出される排気ガスが入り込む場所であり、劣悪な環境である。

さらに、車の排気ガスが流れ込み、「エンジンを止める」と抗議しても、無視される。

強制排除は、ゲート前で座り込みをする人が全て排除されるまで続き、全てのダンブがゲート内に入り終わるまで監禁し続けられる。

### 3 人権調査アンケート結果

二〇七通のアンケート結果は、壮絶な内容となった。「機動隊による強制排除を受けたか」との問いには、二〇七人中一九〇人があると答え、「強制排除の際、暴力があったか」との問いには、一四九人

があったと回答した。暴力の内容としては、「腕をひねる、ねじる、強くつかむ」九〇人、内「内出血、捻挫、あざになった」四二人（内骨折一人）、「殴られた」五人、「蹴られた」五人、「胸ぐらを掴む」「押し倒す」が各一人となった。

### 4 第二次調査に向けて

第一次調査の結果、沖縄県外のマスコミも、ゲート前の人権侵害の問題に気付き、この問題を取り上げ始めてきている。このような状況の下、さらに、第二次調査を実施すれば、大きな社会的関心が得られるだろう。さらに、県外のみならず、アメリカ国内でもキャンペーンを行うことや、国際機関に働きかけるなどして、日本政府やアメリカ政府に弾圧を止めるよう、圧力をかけて行くことができればと考えている。

## 沖縄県名護市辺野古人権調査団への参加募集

二〇一七年二月一日・二日に、日本環境法律家連盟と当部会との共催で、キャンプ・シユワブゲート前の弾圧行為に対して現地調査を行うことになりました。つきましては調査団に参加して下さる弁護士を募集いたしますので、ぜひともご応募ください。詳細につきましては、同封のチラシをご参照ください。多くの先生方のご参加をお待ちしています。

# 逮捕勾留冤罪からの救出

## 大阪都島幼稚園放火未遂事件から

大阪 伊賀 興一

### 一 「私はやってない！」

(1) 大阪都島幼稚園放火未遂事件で、容疑者として今年(二〇一七年)の六月一五日に逮捕された当時当該幼稚園教諭だった女性Kさん(以下単に「Kさん」という)は、身に覚えのない嫌疑であったところ、八月四日、大阪地検から不起訴処分を勝ち取った。逮捕から一か月半のことであった。

(2) あらぬ疑いをかけられ、逮捕勾留という強制捜査の下に置かれた被疑者とともにする被疑者段階での弁護の闘争は、何よりも、起訴させないという目標が不可欠である。

連日接見は、被疑者弁護において欠くことができない最低限の活動である。連日の取調の状況と内容を正確に把握し、分析することである。もちろん自白強要に用いられる暴行脅迫などには被疑者を激励するとともに、すぐさま対応する責務が弁護士にはあるが、実はそうした自白強要手段に出ている事態は、捜査側が自白させるしか公判請求できる証拠がない、つまりは不安定で脆弱な証拠しか入手していないことを吐露している側面を見逃してはならない。

本件では、大阪支部会員の高橋早苗弁護士の協力を得て、完全に連日接見をやり遂げ、Kさんを犯人と考えるには合理的な疑いが消去できないことを明らかにし、不起訴を勝ち取ることができた。

(3) 逮捕や勾留という強制捜査の事前司法チェックの役割を果たすべき裁判所の関与について、重大な疑問が呈された事件でもあったということが出来る。

本件でいえば、検察官の終局的処分である「嫌疑不十分」は当然で、妥当であったが、逮捕、勾留裁判官は「罪を犯したと疑うに足りる相当の理由」の判断の際に、なぜそのことが見抜けなかったのか、重大な問題を提起したと考える。

### 二 予断によって捜査側を支えた 第一次準抗告決定

(1) 本件勾留状態本によって明らかになった被疑事実は以下の部分が根幹部分であった。

「被疑者は平成二九年五月一六日午後六時三〇分から四七分までの間、当該幼稚園を焼損しようとして、段ボール等に何らかの方法で放火し」

この被疑事実が示しているものは、客観的事実(出火時間、放火の手段、燃焼機序など)はなにも解明されていないということである。

逮捕後のほぼ一週間、府警本部捜査一課の警察官は被疑者に対し、この時間帯に出火した部屋にKさんが一人で見たと見たとあるという人がいる、お前しか犯人はない、と自白を迫ったという。そのクラスの担任のAさんが毎日施錠するのはあたりまえで、状況証拠性すら薄い薄っぺらな証拠によ

る見込み捜査であることが浮かび上がっている。

(2) われわれ弁護士団は、六月二日、勾留決定から四日目、「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」が認められない捜査資料で逮捕状や勾留状が出ていた可能性があると考え、この点について準抗告を申立て、裁判所のチェックを求めた。

準抗告を棄却した裁判所（長瀬敬昭裁判長）は、判断において、次のように述べた。

「本件は、被疑者が、現に人がいる幼稚園の教室内に置かれていた段ボール等に放火し、その火を介して幼稚園を焼損しようとしたが、警備員が消火したため、その目的を遂げなかった事案である。」

この判断は、捜査側が裁判所に提出した一件記録という捜査資料のみで、被疑者を犯人だと断定したものであることに疑いを入れない。

反対尋問も経ていない、証拠能力審査も全くできていない捜査資料のみによって、このような判断を下す権限や権能が準抗告裁判所にあるだろうか。この決定は、被疑者を犯人だと決めつけたがゆえに、「重要な情状事実」などについて罪証隠滅の恐れを上げた。罪体証明は確実と言わんばかりではないか。

### 三 府警本部代用監獄から取調室に

#### 出ない。取調受忍義務論争に決着を

(1) この時期から、府警本部捜査一課はKさん

の通話記録やメール経歴などをとに、ほほくまなくその通信の相手先に捜査員を送り、Kさんの性格や素行に何か問題があるかのような印象を振りまく捜査を中心に据えるに至った。こうした捜査は、人格非難につながる粗探し捜査である。放火事件に関する直接、間接の証拠の探索とはおよそ結びつかない。

先の準抗告棄却決定がこれを誘発したことは疑いを入れない。

可視化ビデオが設置されていたことについても、捜査官は、「お前がしらを切っているみじめな姿を撮ってるからな」などとうそぶいたことも、Kさんにとっては苦痛以外の何物でもなかったという。必死の形相や取調官を完全に無視する態度など、自白強要への抵抗は決して見られて好ましいものとは言えない感覚だろう。

(2) 第二弾の準抗告裁判所（飯島健太郎裁判長）は、準抗告は容れなかったけれども、次のように捜査状況を言外に批判した。不起訴判断にながったとみている。

「本件事案の内容や、これまでの捜査状況を考慮すると、検察官が適正な終局処分をするためには、多数いる事件関係者からの事情聴取に加え、燃焼機序を明らかにするための再現実験や、各種裏付け捜査を実施する必要がある。」

Kさんはこの時点で、これまでの取り調べに抗

議し、警察官の取り調べを受けない、との断固たる態度を留置場内で表明し、取調拒否を貫いた。府警本部の留置場では初めての出場拒否の実践例であったという。

### 四 逮捕勾留冤罪を排除するために

(1) 本件の捜査は、明らかに見込み捜査、出火した部屋にKさんが一人であるのを見たという証言などから流れたといえる「犯人らしい」といううわさ（状況証拠）などを軽信した、捜査側によって引き起こされた冤罪事件である。

事案を科学的に解明し、真犯人を探知する警察の捜査責務があった場合、その責務からは程遠い。真犯人を逃がしているだけではないか、との思いも強い。

現在、府警本部に対し、抗議と謝罪を申し入れている。

(2) 私はこの思いに加えて、逮捕勾留冤罪事件を担当するたび、逮捕状、勾留状を発付する裁判官の司法チェック責務への洞察力のなさに悲観している。

そうした状況の下で、被疑者弁護は行為や結果が仮にあるとしても、動機や役割、その状況などにおいて、行為や結果を超えた責任を排除する責務が徹底されなければならないから、被疑者弁護は極めて重要な役割が期待されている。

(3) その基本は、弁護人が被疑者とともに、捜査状況をつぶさに把握検討することに尽きる。それは連日接見以外にはあり得ない。日本司法支援

センター(法テラス)は、連日接見はその対象ではない(一定回数以上の接見には報酬がゼロ)。さらに、不起訴を獲得しても報酬加算はない。本件

は私選であったが、国選被疑者弁護の制度設計については、きちんと見直されなければ国選被疑者弁護の意義は地に落ちると言って過言ではない。

## 特別講演

# 「安倍内閣とメディアの現状

## 「何故、菅官房長官への会見に臨んだか」報告

大阪 瓦井 剛司

去

る八月二日、青法協執行部半日会議にて、東京新聞社会部の望月衣塑子記者に表題の特別講演をしていただきました。望月記者は加計学園疑惑についての菅官房長官への徹底した追及で一躍有名となった方です。望月記者は社会部の記者ですが、加計問題を通じて前川元事務次官やレイプ被害に遭われた詩織さんの取材をする中で、その思いを政権中枢にぶつけ、国民に報道しなければならぬとの使命感を強く抱き、菅官房長官への会見に至ったそうです。

加計学園をめぐることは、理事長が安倍首相の友人であることから、同学園が計画する獣医学部新

設の「国家戦略特区」指定にあたり、便宜が図られたのではないかという疑惑があります。五月二日に読売新聞は、この特区指定にあたり官邸サイドから再三の圧力を受けていたとされる前川氏が、在職中に出会い系バー通いをしていた旨の報道をしています。

同記事を見た望月記者は、前川氏が買春などの容疑で逮捕などされる見込みなのだと思います。また、後日開かれた会見で、前川氏は、加計学園への便宜供与について官邸の関与を示唆する文書は「確実に存在していた」と述べましたが、同記事に対する「女性や子どもの貧困の実態調査の

ためである」とのコメントについては、苦しい言い訳だと感じました。そのため、望月記者は、たとえ政府批判材料となるものとしても、前川氏の告発内容を全面的に擁護はしたくないとの気持ちだったそうです。

ところが、望月記者は、実際に前川氏に取材してみても、その真摯な姿や熱意を知ります。前川氏は、第一次安倍政権が教育基本法をナシヨナリズムなどを強調する内容に大幅に変えたことに強い危機感を持ち、安倍政権により日本の国家としての教育のあり方が変えられていく危機感を感じていました。この取材や前川氏の主張を裏付ける

報道を通じて、望月記者は、前川氏の告発内容を様々な人々に伝えなければならぬとの使命感に駆られるようになりました。

また、望月記者は、元TBSワシントン支局長の山口敬之氏からレイプ被害を受けたと告発した詩織さんにも取材をしています。山口氏は安倍首相と親しい関係にあるジャーナリストと言われています。詩織さんは泥酔状態のときに同氏からレイプ被害を受けたにも関わらず、東京地検が同氏を不起訴処分にしたことを不服として検察審査会に審査を申し立て、その会見の様子が大きく報道されました。逮捕状の執行の当日になって、突如逮捕が中止となり結局不起訴となるという通常あり得ない経緯の背景には、菅官房長官の信頼が厚いとされる警視庁刑事部長が逮捕の見送りを指示していたことがあります。

**望** 月記者は、元来、二〇一四年の安倍政権による防衛装備三原則の閣議決定で、日本が、武器を売らない国から大きく方向転換したことに危機意識を持っていました。そして、前川氏や詩織さんらの取材を通じて、改めて、安倍一強のもとで、日本の国のかたちがかんどうん変わり、政治が歪み始めているとの危機感を募らせました。

このような危機感をぶつけるべく、望月記者

は、六月八日、菅官房長官の会見で、前川氏や詩織さんの件での不当な政治的圧力、加計問題での再調査の必要性などについて、繰り返し質問をします。官房長官は質問にまともに回答せず、「法治国家として対応している」といった判で押したような回答をただ読み上げるだけでした。それまでは、官房長官が「調査した」と回答すればそこで質問は終わり、政治部記者が望月記者のような執拗な質問をすることはありませんでしたから、菅官房長官はやりすぎせると考えていたのでしょうか。しかし、望月記者から三〇分近く激しい質問を受けて、菅官房長官は状況を説明するため会見後その場で総理執務室へ駆け込み、翌九日には、再調査を行う方針を安倍総理が発表せざるを得なくなります。そして、結局説明責任は果たされず、内閣支持率の大幅な低下、都議選での自民党の歴史的な大敗につながります。

このように、望月記者が執拗な質問を菅氏に対して行ったことは大きな政治の流れの変化を生み出しました。

しかし、マスコミ内部では、望月記者のような執拗な質問が続くと定例会見がなくなるのではないかと、かなりぴりぴりしていたそうです。社会部の記者が長官会見の作法を知らずに場を乱したとして、記者クラブが東京新聞に抗議するという話すら出たようです。

望月記者は、改めて、ジャーナリズムは権力の監視のためにあるということが問われていると言います。マスコミが権力と一体化する位置にいたならばジャーナリズムの責任は果たせない。権力と対峙する位置にいるか、疑問や疑念は解消できなかったか確認しながら国民に伝えていきたいと語ってくれました。覚悟を込めてメディアの責任を果たしていこうとする姿が印象的でした。

### 私

達青法協会員も、憲法を擁護し、平和と民主主義を守るという目的のために、心あるマスコミの方々とともに、問題点を追及し人々に伝えていく役割を今以上に実践していかねばならないと強く感じさせられました。

### 今後の日程

#### 【常任委員会】

\*第3回

2017年11月26日(日)

大阪

\*第4回

2018年 3月 2日(金)～ 3日(土)

北陸・金沢

#### 【第49回定時総会】

2018年 6月23日(土)～24日(日)

京都

#### 【第16回人権研究交流集会】

2017年11月25日(土)～26日(日)

大阪

第16回  
**人権研究  
 交流集会**  
 あと2カ月

また、区域外避難者の住宅支援等も打ち切り、帰還を促進していききました。  
 何も解決に向かっていないのに、事件がど

本分科会では、区域内・区域外の各避難者の声を聞きながら、何が問題なのか、今後どうすればよいか、議論していきたいと考えています。

(大阪 中島 宏治)

二〇一二年三月に発生した福島第一原発事故から六年半が経過しました。この事故により、福島県や周辺自治体から、一五万人もの多数の避難者が全国に散らばりました。  
 国が取った政策は、避難指示区域を狭く設定し、それ以外の地域の方は「勝手に逃げた人」と位置づけることでした。それにより、賠償の範囲を最小限にすると共に避難者の分断を図りました。そのうえ、次々と避難指示区域を解除し、賠償を打ち切つていきま

した。

また、区域外避難者

の住宅支援等も打ち切り、帰還を促進していき

きました。

何も解決に向かって

いないのに、事件がど

んどん風化していく。

このような経験を、私たちは過去の公害事件でいやというほど見てきました。

「フクシマ」から見えてくるもの。それは過去の公害事件で経験した差別や分断の歴史です。

国や東電を被告とした避難者の集団訴訟は三〇地裁・二万三〇〇〇人を数えます。

二〇一七年三月一七日の群馬判決では、賠償額に問題があるものの、国の責任があることを明確にしました。九月二日に千葉地裁判決(千葉訴訟)、一〇月二日に福島地裁判決(生業訴訟)が

言い渡されます。その後も続々と全国で判決が言い渡されます。

本分科会では、区域内・区域外の各避難者の声を聞きながら、何が問題なのか、今後どうすればよいか、議論していきたいと考えています。

本分科会では、区域内・区域外の各避難者の声を聞きながら、何が問題なのか、今後どうすればよいか、議論していきたいと考えています。

よいか、議論していきたいと考えています。

「フクシマ」から見えてくるもの

原発分科会

第16回  
 人権集会

特設ウェブサイトを開設しました！

人権研究交流集会の特設ウェブサイトを開設しました！  
 フォームメールからチケットの購入もできますので、どうぞご利用ください。  
 (青法協弁学合同部会ホームページのバナーからもアクセスできます)

☆人権研究交流集会ウェブサイト <http://jinkensyukai.com/>  
 ☆人権研究交流集会フェイスブック <https://www.facebook.com/jinkensyukai/>



第16回  
**人権研究交流集会**  
 2017年11月25日(土)・26日(日)  
 会場：大阪府教育会館「たかつガーデン」

単なる理想か？  
 憲法の可能性と実現力



■1日目/25(土) 13:00~14:00 憲法劇(あすわが兵庫) / 14:10~16:00/16:10~18:00 13分科会 ■2日目/26(日) 10:00~13:00(9:30開場) 全体会「シンポジウム」

# 松原民商まつり公園使用不許可事件

## 松原市が 上告断念

大阪 遠地 靖志

### 一 はじめに

本件は、松原民主商工会（松原民商）が二〇一四年一月に大阪府松原市の松原中央公園で創立五十周年の記念行事である「松原民商まつり」を開催しようとして同公園の使用許可を申請したところ、松原市が不許可決定をしたため、違法な不許可決定により、損害を被ったとして、国家賠償を求めた事件である（二〇一四年二月提訴）。

二〇一六年二月二十五日、大阪地裁堺支部で原告全面勝利の判決が言い渡された。松原市は控訴したが、二〇一七年七月二日、大阪高裁は控訴棄却、その後、松原市が上告を断念したため、原告全面勝利の地裁判決が確定した。

### 二 「市の協賛・後援」を許可の要件とした許可審査基準

松原中央公園は、松原市の中心部に位置し、公共施設に隣接し、交通の便もよく、また市内の四つの公園の中で一番大きなものであるため、二〇一三年頃までは様々な団体により種々のイベントが開催されてきた。松原民商も、過去には民商まつりやDJ盆踊り大会、四〇周年記念まつりなどを開催してきた。

市の都市公園条例では、(1) 公の秩序を乱し善良な風俗を害するおそれがある、(2) 暴力団の利益

になり又はそのおそれがある、(3) 公園の管理上支障があると市長が認める」ときに該当しない限り、公園使用を許可しなければならぬ。しかし、市は、二〇一六年六月、内規である都市公園行為許可審査基準を変更し、市の「後援・協賛」がない限り、使用を許可しないという新たな基準を設けた。

松原民商は、公園の使用許可申請とともに市の後援承認も申請したが、市は、後援承認申請については「主催団体の宣伝、売名を目的とするものと類推されるおそれがある」として不承認とし、使用許可申請については、「市の後援が得られなかった」から「公園の管理上支障がある」として、不許可決定とした。

なお、許可審査基準の変更後、長きに亘り市内諸団体が構成する実行委員会形式で開催されていた「ちびっこまつり」も、労働組合が実行委員会に参加していることを理由に「政治活動を類推することにつながる恐れがある。」として市の後援が不承認となり、公園使用についても不許可となった。その後、労働組合が実行委員会を脱退した上で、「子どもまつり」として企画、後援の承認申請をしたが、今度は「初めて開催される事業であるから事業遂行能力に疑義がある」とされて、後援は不承認となった。一方、市の商工会が中心となった「松っこフェスタ」は、「子どもまつり」と同じような内容のことも対象のイベントで初めて開催され

るものであったにもかかわらず、市は速やかに後援を承認し、松原中央公園を使用させた。

このように、市は、「協賛・後援」要件を使って、公園使用許可を極めて恣意的に運用していた。

### 三 第一審（大阪地裁堺支部）判決

二〇一六年二月二五日、大阪地裁堺支部は、市の不許可決定を違法と認め、市に対し、九〇万六二〇〇円の損害賠償を命じた。

判決は、本件公園は地方自治法二四四条にいう公の施設に該当するから、市は正当な理由がない限り住民がこれを利用することを拒んではならず、不当な差別的扱いをしてはならないとした上で、管理者が正当な理由なく住民の利用を拒否するときには、憲法の保障する集会の自由の不当な制限につながると指摘し、公園管理上の支障が主観による予測だけではなく「客観的な事実」に照らして明らかに予測される場合に初めて「不許可」とできると判示した。

そして、本件許可審査基準については「後援等承認をする要件は、必ずしも公園の管理上支障があることを徴表するものとは言えない。むしろ、上記のような仕組みは、被告から後援等承認を受けられた者は公園の使用の許可を得ることができるが、これを受けられなかった者は、公園の使用の許可を得られないこととなり、公の施設である公園の使用

の可否を決するにあたり、集会の目的や集会を主催する団体の性格そのものを理由として使用を許可せず、あるいは不当に差別的に取り扱うことになる危険性をはらむ余地があり、その運用次第では問題がある仕組みである」と判示した。

また、松原民商が、五〇周年の節目という年に記念行事を行うことができなかつたことや一年以上もかけて実行委員会を開くなど開催に向けての準備をしてきたことを挙げて、財産的損害以外に八〇万円の非財産的損害を認めた。

### 四 控訴審（大阪高裁）判決

世論や市民の批判にもかかわらず、市は控訴した。しかし、二〇一七年七月二日、大阪高裁第三民事部は控訴を棄却し、原判決を維持した。

控訴審判決は、「都市公園という本来独占的利用のみを前提とした施設でない公の施設であっても、集会等の催しのための独占的利用が元々都市公園の設置目的から外れるとは解されない」と公園の集会使用を元々の公園設置目的として認めつつ、「後援等承認を要する要件は、公園の管理上支障があることを徴表するものとはいえない」とし、申請者の公園の利用目的、内容、期間等と調整する場合、「集会の自由」という民主主義社会の存立の基盤をなす最も重要な基本的人権の一つに根ざす以上は、ここで比較の対象とすべきであるのは、客観的な利用

目的、内容、期間である」とした。そして、本件審査基準は「市の協賛・後援の許可」を要件とする点とで、本来行うべき調整を行わず、使用の拒否の判断に当たって考慮すべきでないものを考慮しようとしているものと言わざるをえない。すなわち、使用の可否の判断には不要であり、原判決も指摘するとおり、時に有害ともなりかねない」として、本件不許可を違法と断じ、市長の過失を認定した。

また、財産的損害についても、第一審の判断を維持した。

### 五 上告断念と今後の課題

その後、松原市は上告を断念し、約三年にわたる裁判の決着がついた。

この闘いが松原市民公園を市民の手に取り戻す第一歩となつたのは間違いない。しかし、市は、いまだに「協賛・後援」要件を撤廃していない。おそらく「協賛・後援」要件は撤廃されるであろうが、具体的にどのように審査基準が見直されるのか、注視していく必要がある。また、市の許可基準には、政治的活動に関する場合は公園使用を認めないという不合理な規定も残っている。こうした規定も含めて、市民が自由に使える公園を取り戻すためにはまだまだ奮闘しなければならぬ。

（弁護士は当事務所の松尾直嗣、岩嶋修治、長岡麻寿恵、高橋徹、遠地靖志）

# 共謀罪を「振り返らない」

東京 辻田 航

## 1 はじめに

二〇一七年七月二日、共謀罪（組織的犯罪処罰法改正案）が施行されました。

私は、「共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会」（以下「連絡会」とします）に参加し、共謀罪法案の反対運動に関わってきました。そこで、共謀罪の成立・施行を受けて、反対運動・活動を「振り返る」というのが、依頼された本稿の趣旨です。

しかし、単に「振り返る」には早過ぎるのではないのでしょうか。

法案が強行採決され、国会が閉会しても、闘いは続いています。闘いの中、足を止め、ゆっくりと後ろを振り返るわけにはいきません。

そこで本稿では、今後の糧とするという観点から、私の体験や雑感を述べたいと思います。

## 2 連絡会の活動から

### (1) 野党議員との意見交換

私が連絡会に参加したのは、三月一四日のことでした（なお、当時はまだ「七団体」（社会文化法律センター、自由法曹団、青年法律家協会弁護士学者合同部会、日本国際法律家協会、日本反核法律家協会、日本民主法律家協会、日本労働弁護団）であり、五月に明日の自由を守る若手弁護士の会（あすわか）が加入して「八団体」となりました。

連絡会では、野党議員との意見交換会を何度も開き、国会情勢をにらみつつ、国会質問のために法律専門家としての意見提供をしました。私を含む若手弁護士の役割は、政府答弁の変遷等を確認するため、国会の議事録を整理するものでした。

また、野党側参考人の調整や、審議終盤では議員を励ましたりする場面もありました。

野党議員との会議に参加して感じていたのは、しっかりとしたりベラルの必要性です。

会議に参加された議員の方々からは、共謀罪に立ち向かう本気の姿勢が感じられましたが、極右と化した自民への批判の受け皿となるには、リベラルとして確かな対立軸を打ち出すことが何よりも必要だと思えます。確固たる対立軸があれば、野党全体での連携もとれます。

連絡会の活動を通じて、共謀罪廃止のためにも、野党共闘を前提としたぶれないリベラルが重要だと強く感じました。

### (2) マスコミとの懇談

連絡会では、新聞社の論説委員やテレビ局と懇談し、共謀罪に関するレクも行いました。その

甲斐もあつてか、東京新聞や朝日新聞の記事では「共謀罪」の名称が使われました。特に、朝日新聞が三月三日朝刊一面の「おことわり」で、原則として「テロ等準備罪」ではなく「共謀罪」を使用すると明言したことは、画期的だったと思います。

安倍政権は、姑息なメディア対策で生き延びてきた面があります。NHKの人事、マスコミ幹部との会食、テレビ局の電波停止発言、政権の代弁者かのような「ジャーナリスト」のTV出演などなど……。

あちらが露骨にデマを広めてくる以上、こちらも本気のメディア対策が必要です。現場の記者はもちろんです、社論を決めるような方たちとの交流は、様々な社会問題においても進めるべきではないでしょうか。

また、安倍政権は平気で言葉を壊します。テロ対策と大部分が無関係なのに「テロ等準備罪」、戦争をしやすくしておきながら「平和安全法制」、「そもそも」の意味を辞書で調べると「基本的に」という意味もある「……」。ほとんど小説『一九八四年』の世界です。

共謀罪は、元々政府がそう呼んできたことから、競り勝てた面もあるでしょう。加えて、「平和の治安維持法」のような、わかりやすく本質を捉えたキャッチフレーズにも意味があつたと思います。

悪法に対しては、わかりやすい言葉でその本質を抉り出し、周知することが重要だと考えます。

### 3 集会と路上から

連絡会は、集会に多数関わったほか、市民監視事例集などの小冊子を作るなどして、共謀罪の周知を行いました。共謀罪は難解な法案ですから、まず集会に参加した市民に理解してもらい、周りに広めてもらうことが不可欠でした。

また、国会周辺では、「共謀罪NO！ 実行委員会」や「総がかり行動」が日中から夕方に抗議集会を開催する一方で、週末の夜などは「未来のための公共」による抗議集会が開かれました。私も抗議に何度か足を運び、成立当日（六月二十五日）の夜には、「未来公共」のステージでスピーチもしました。

前者主催の抗議と後者主催の抗議に参加して感じたのは、まず参加層の違いです。前者は組織での参加が目立ちますが、後者は個人での参加が多く、また若年層も比較的来ていた印象です。

また、後者では「絵を作る」という意識を感じました。安保法制で国会前に三五万人が集まったときのように、印象的な写真や動画となって拡散しやすくする、という視点です。最近では、七月一日の秋葉原での首相街宣に対する抗議が、政権凋落の象徴としての「絵」といえるでしょう。

今後運動を大きくするには、幅広い人が参加しやすくして、「絵になる」場面を作るといった観点も必要ではないでしょうか。

### 4 共謀罪成立と今後について

残念ながら共謀罪は成立してしまいました。が、成立の際に「究極の強行採決」である中間報告を使わせたことは、支持率大幅下落のトリガーとなりました。加計問題などのスキャンダルとの合わせ技ではありますが、反原発・秘密保護法・安保法制・共謀罪と続いてきた、安倍首相曰く「こんな人たち」による運動の成果が実に実ったのではないのでしょうか。時間はかかりましたが、安倍政権の本質を多くの市民が感じる状況になりました。

安倍政権が退陣しても、すぐに共謀罪が廃止されるわけではありません。退陣させた上で、特定秘密保護法や安保法制も合わせて、「安倍以前」に戻すことが必要です。

政権末期の今、まず我々とはじめを刺ささなければいけません。受け身ではなく、攻めの姿勢が必要です。支持率下落のリスクがある今なら、共謀罪も簡単には発動できないでしょう。

そして、共謀罪を発動させないようにしつつ、廃止しなければなりません。仮に共謀罪が発動すれば、必ず違憲訴訟となるでしょう。また、関係

者の悪名は歴史に残さなければなりません。共謀罪で萎縮すべきは、物言う市民ではなく、歴史に

裁かれる立場の捜査機関と裁判所です。

共謀罪が施行したからと言って、立ち止まって

「振り返る」ヒマはありません。施行は、廃止に向けたスタートに過ぎないのですから。

## シリーズ 憲法審査会審議批判 ⑥

# 「新しい人権(2)」

東京 川口 智也

## 1 足立康史衆議院議員

—— 維新・比例近畿ブロック  
第六回衆院憲法審査会 ——

(1) 足立議員は、従前の憲法審査会に引き続き、教育無償化を憲法に明記すべきと発言している。今回、足立議員は、他党の議員からの反論に対し、次のように回答している。

(2) まず、足立議員は、「教育無償化は立法と予算措置で実現できるので、憲法に定める必要はないとの意見」に対し、「憲法で定めれば、国と地方に立法と予算措置を義務づけることとなるため、時の政権の政策変更等の影響を受けずに済

みます。憲法に定める方が、単なる立法と予算措置に比べて政策の優先順位が上がり、恒久的な無償化の実現が容易となる……。……保育を含む幼児教育は憲法上の無償規定がないため、財源不足等を背景に、待機児童問題が一向に解決されません」と述べている。

仮に教育無償化が憲法で定められた場合でも、それが、直ちに国や地方に立法と予算措置を義務づけることになるのか疑問が残る。より根本的な問題として、憲法に定めがあれば、単なる立法と予算措置に比べ政策の優先順位が上がると述べているが、そうであれば、結局、教育無償化は政策(法律)の問題に過ぎないのではないか。また、待機児童問題の原因について、幼児教育について憲

法上無償規定がないためと述べているが、幼児教育の無償化について政策(法律)レベルでの議論が進んでいないからにすぎない。

(3) また、足立議員は、「教育無償化を憲法に規定する前に財源について議論すべきとの意見」に対し、「……問題は財源ではなく政策の優先順位であることは明らかです。最初に財源を議論するから前に進まない。最初に憲法で無償措置を義務づければ、日本は法治国家なので、行政はしっかりと遵守をします。」と述べている。

この発言からすると、足立議員は予算措置と政策が別個独立のものと考えているかのようである。しかし、少なくとも財源の確保が必要不可欠な教育無償化に関して言えば、予算措置と政策は不可分一体のものであろう。また、驚くべきことに、足立議員は、憲法で無償措置を義務づければ行政が遵守すると述べている。「遵守する」の意義は明らかではないが、法律を定めもせず、行政が対応することなどあり得ない。財源の確保を含む政策レベルでの議論、あるいは国会議員としての立場を放棄した無責任な発言と言わざるを得ない。

(4) 憲法審査会審議批判③(青年法律家No.五五四)でも指摘したが、足立議員は、改憲ありきの

発言に終始しており、本心で教育無償化を実現しようと考えているとは、到底考えられない。

## 2 斉藤鉄夫衆議院議員

—— 公明、比例中国ブロック  
第七回衆院憲法審査会 ——

(1) 斉藤議員は、「新しい人権」を憲法に加えること(いわゆる「加憲」)について、党内及び憲法審査会では、大別して、「憲法十三条や二十五条……から全て導き出せるんだ」という考え方で、……権利のインフレを招くべきではないという考え方」と「憲法で明記をして事前の人権保障をしつかりさせる方がいい」という考え方という二つの議論があると述べた上で、宍戸常寿参考人(東京大学大学院教授)に対し、「新しい人権」の加憲に関する見解を質問している。

宍戸参考人は、加憲をするかどうかは「最終的には憲法政策上の判断」であるとした上で、「憲法政策上の判断をする上でよく御検討いただきたい」と思いますのは、……なぜその当該具体的な権利を憲法に書くのかということについて議論を詰めていただく必要がある」と述べる。そして、「人権のインフレ化ということ懸念されているのは、人権の数がふえていくことではなく、既存の人権規定の保障水準が下がっていくこと」と述べた上

で、新しい人権を明記しようとするのであれば、「これに強い保障の水準を与えるのだ、それだけの覚悟と、……どのような場合にその人権というのは制限されるのかということについてのあらかじめの見通し」をもつて、初めて「新しい人権」に関する議論があり得ると発言している。

(2) そもそも「新しい人権」については、現行憲法でも、憲法解釈や法律の制定等で対応でき、加憲は不要であるが、それを指摘するのは一部の野党議員にとどまる。残念ながら、憲法審査会では、「新しい人権」の加憲の必要性に関する議論が十分になされているとはいえない。

(3) 宍戸参考人は、この質疑の場面では、加憲の必要性については言及していない(参考人としての意見陳述の場面では、プライバシー権に関する憲法改正の必要性について、調査・検討すべきと発言している)が、「新しい人権」を検討する場合には、人権の保障の水準や人権制約の具体的場面を想定した上で、議論すべきだと述べている。「新しい人権」は、九条改憲という真の狙いを隠ぺいするために、もっぱら改憲に対する国民の理解を得やすくするものとして語られることが多いものと思われる。しかし、「新しい人権」を憲法に明記することそれ自体にも重大な懸念があり、現在保障されている権利が後退しかねない(自民党改憲草案二十五条の二「環境保全の責務」など)。

憲法審査会は、「新しい人権」の加憲の必要性の議論を欠くばかりでなく、「新しい人権」の中身に関する具体的な議論も欠いた状態である。その意味で、宍戸参考人の発言は、安易に「新しい人権」を語る憲法審査会審議に警鐘を鳴らすものといえる。

### 「安倍改憲NO! 全国市民アクション」

—— 全国統署名や九日行動にご協力ください ——

当部会も参加している改憲問題対策法律家六団体連絡会は、総がかり行動実行委員会の要請を受け、新しく組織される「安倍改憲NO! 全国市民アクション」の賛同団体となりました。

安倍首相による九条明文改憲の動きが強まるなか、法律家としての役割が大きく求められています。改憲阻止に向けた取り組みを全国的に進め、大きく集約していくことを目指します。三〇〇万筆の請願署名を来年五月までに集めること(次集約二月二〇日)、毎月の「二九日行動」などが呼びかけられています。

みなさま、この取り組みへのご参加、ご協力をお願いいたします。

〈シリーズ「法曹養成問題の新局面」⑬〉

# 文科省の法科大学院政策の転換

## — 法科大学院の「再編」構想 —

司法問題対策委員会 立松 彰

### 1 文科省の法科大学院政策の転換

文科省は、法科大学院に関する政策を大きく転換しようとしている。「法曹養成制度改革の更なる推進について」(推進会議決定) (二〇一五年六月三〇日) は、二〇一五年度から二〇一八年度までを「法科大学院集中改革期間」とし、法科大学院の抜本的見直し等を図ることにより、各法科大学院の累積合格率が概ね七割以上になることを目指すとした。文科省は、その「集中改革」の中心に、一〇数校程度の法科大学院を中軸とした法科大学院の「再編」をおいている。

### 2 政策転換の具体的内容

この政策転換の具体的な内容は、法科大学院特別委員会の配布資料「法科大学院等の教育の改善について(論点と改善の方向性)(案)」(以下、「教育の改善について」) から読みとると、以下のとおりである。

(1) 「独立」大学院という考えを改め、法学部と法科大学院の連携を強化し、自校の法学部から自校の法科大学院への進学を容易にする。

(2) 未修原則という考え(政策)を改め、既修コースを原則とする制度にする。

(3) 法学部に「法曹コース」を設け、学部一年から法曹コースに入り、「早期卒業制度・飛び入学

制度」により学部三年で修了し、法科大学院の既修コースに進学、五年間で法曹養成教育を終了する、というモデルを基本にすえる。

(4) 純粹未修者に対しては、法学部への編入学を推奨する。

### 3 法科大学院の基本理念の抜本的転換

こうした法科大学院政策の転換は、これまでの法科大学院に関する基本理念の破綻とその抜本的転換を意味する。

(1) 未修原則理念の破綻と既修原則化への転換  
未修原則の理念は破綻していた。法学部のあるわが国に法学部のないアメリカの制度を単純に導入したこと、殊に未修者が一年で既修者に追いつくことを前提にした制度設計にそもそも無理があった。適性試験の「任意化」も必然的な政策転換であり、今回の構想は、未修原則理念の破綻と既修の原則化への抜本的転換を意味する。

(2) 「独立」大学院理念の破綻と法学部との連携への転換

未修を原則としたうえで法科大学院で三年間しっかり学べば司法試験に合格できるという理念(理想)をかかげ、学部と法科大学院との連携は否定されていた。しかし、未修原則の破綻は、「独立」大学院理念の破綻でもあり、法学部と法科大学院との連携が強調されるに至った。

#### 4 「LL7」を中心とする再編？

先導的法科大学院懇談会(LL7)なる団体が立ち上がった。そのホームページでは、「LL7とは、法曹養成に大きな実績をあげている七つの先導的法科大学院(Leading Law School)によるコンソーシアムです。LL7は、法科大学院で学ぶ魅力と法曹養成教育の展望を発信します」という。合格率の高い七校、具体的には東大、京大、一橋、神戸、慶応、早稲田、中央であり、二〇一六年度司法試験の実績では、偶然にも合格率の上位七校を占めた。いわゆる上位校による生き残り戦略であろう。文科省は以前より「七大学プラスアルファ」という言い方をしていたが、今回、この「LL7」を中軸にした法科大学院の再編に舵を切ったと言えよう。

#### 5 決断されていた(？) 基本理念の転換

二〇一六年九月二六日開催の法科大学院特別委員会(七六回)において、興味深い議論がなされている。この日のテーマである「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの見直し」において、「学部等との連携」や「早期卒業・飛び入学制度の活用」が加算指標とされている点について、これまでの法科大学院の理念と矛盾するのではないか、という指摘である。少し長いが、議事録を

引用する。この時既に文科省は、法科大学院政策の抜本的転換を決断していたと思われる。

##### 【鎌田薫委員】

……他方で、この法科大学院が発出したときには、法学部との連携というのはむしろ禁止されていたわけですね。自分の大学の法学部からの推薦入学禁止である。それから、飛び入学なんかさせて既修者コースに入れちゃいけないという、それをまだそうだというように思っている人たちも、とりわけ、この法科大学院の最初の頃にはしっかり制度設計に関わった人たちには大勢いらつしやるわけで、そういう中では、これは、本当に理念の抜本的転換で、むしろ法学部から、しっかり法学をやって適性試験なんかもスルーして、法律の試験で法科大学院に入れて、早く卒業させて、司法試験に通すという方向に法科大学院の在り方が変わるんだということは、やっぱりどこかで宣言しないと、昔の法科大学院の理念を信奉している人にとっては戸惑うことが多いんじゃないかと思えますので、いずれかの段階で、それは広く周知させるようにしていただきたいと思えます。

(中略)

##### 【井上正仁座長】

……そういうことからすると大きな変更ということになるかもしれませんが、現状を見ます

と、その頃想定されていたところとは大きく実情が異なっています。そういった現在の実情を踏まえ、厳しい状況の中でどうすれば有効な法学教育、あるいは法曹養成の制度としていけるのか、そのような視点からの大きな見直しが必要になっていることは間違いないと思うのです。従って、次回以降の適当な時期から、そういった大掛かりな議論をしていただくかと考えているところです。

##### 【山本弘委員】

鎌田委員と全く同じことを考えていまして、要するに先ほど鎌田委員がおっしゃったように、現状にそうなっているのかもしれませんが、法科大学院教育というのはもう既修者主体、そして学部と連携して、学部三、四年が基礎教育で、法科大学院の既修二年がいわば先端的な教育をやるというようなものになりつつあって、それはもう明らかに当初、未修主体のはずで、だから適性試験で能力を判定するんだという出発時点の理念とは全く現状はずれているということなんです。それをよしとするかどうかを、まさにこのような組織でまず議論すべきなのであって、それにもかかわらず加算プログラムの段階で、そういうことをやっていることをプラスに評価するというふうにやってしまうのは、ある種の現状を先取りして追認するというか、オーソライズすることになりかねない部分があるので、この「学部等の連携」とい

う言葉は、私は、相当ナーバスに、神経質に使わないといけない言葉だろうというような気がしています。

## 6 文科省「再編」構想への危惧

### (1) 総括なき政策転換

未修原則や「独立」大学院を基本理念とする制度設計が非現実的であることは当初より指摘されていた。「想定外」を理由に制度設計の誤りを認めず、誰も責任を取ろうとしないところにわが国政の特質があるが、そうした総括抜きをなし崩しの政策転換が法科大学院政策においても行われようとしている。

### (2) 文科省の理念なき切り捨て政策

今回の「再編」構想により、今後、より多くの法科大学院が、「自主的な撤退」を強いられるであろう。文科省に従順で政策転換に対応できる上位校だけ残ればよいという文科省による理念なき切り捨て政策である。

### (3) 多様性の喪失

本紙二〇一七年五月号(No.五五五)森悠会員(あいち)の〈ロースクールの実情と法曹養成〉「広がりつつある人権問題への無関心」は、「私が入学したロースクールでは」としつつもロースクール生の人権活動への無関心さの拡大を指摘し、この間の法科大学院の様変わりを伝えている。

この「再編」構想は地方の切り捨てでもあり、法科大学院は今後、大都市にしか存在しなくなる。法科大学院修了を受験要件とする限り、経済的に裕福な家庭の子弟しか法曹になれる状況がより強まり、これまで以上に法曹の多様性喪失に拍車がかかるおそれ強い。

## 7 「目指すべき方向性」の問題

再編の内容と直接には関連しないが、前述の「教育の改善について」の冒頭の「法科大学院の目指すべき方向性」はその冒頭にて、「グローバル化の更なる進展や、第四次産業革命によるビジネスモデルの転換等を踏まえた、我が国の成長を担う法曹・法律系人材を育成すべき」とする。しかし、一体、いつ、どこで、誰が、このような方向性を定めたのか。ここには、人権擁護の理念はなく、司法制度改革において経済界の求めた法曹像、さらには近時の文科省の「文系学部解体論」的思考が凝縮するなど、法曹像の転換がみられる。

### (追記)

九月二日に二〇一七年司法試験結果の発表があった。

受験者数は五九六七人(前年比九三一人減)で合格者数は一五四三人と昨年より四〇人減少した。このうち予備試験組は受験者四〇〇人に対し

合格者は二九〇人(前年比五五人増。過去最多)で合格率は七二・五%(過去最高)、これに対し、法科大学院組は受験者数五五六七人に対し合格者は二五三人、平均合格率は三二・五%である。合格率が平均以上の法科大学院は、合格率順に京都(五〇・〇%)、一橋、東京、慶応、大阪、神戸、愛知、早稲田、首都大東京、中央、北海道、名古屋(二三・七%)の二三校であった。なお、L7による上位独占とはならなかった。

## 各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

### 【憲法委員会】

10月27日(金) 13時～ 青法協本部

### 【修習生委員会】

10月20日(金) 10時半～ 青法協本部  
(全国スカイプ会議は11時半～12時)

### 【広報委員会】

10月23日(月) 18時～ 青法協本部

# 新司法試験今昔物語

あいち 澁谷 望

## 1 はじめに

私は、二〇〇九年、関西の法科大学院に既習コースで入学し、なんとか修了したものの、修了後五年目(二〇一五年)にやっと司法試験に合格しました。

私の法科大学院の話は、「今は昔」の話になるかと思いますが。ただ、私が司法試験と戦った七年間の間には、給費制の廃止及び予備試験の開始(二〇一二年)、司法試験の回数制限の撤廃、試験科目の変更並びに導入修習の開始(二〇一四年)等、司法試験制度及び法曹養成制度の根幹ともいえる部分の変更があった期間でもありました。そんな「振り返られたい」である私のお話をさせていただくことも一興なのかなと思いますので、「一読いただけたら幸いです」。

## 2 大学生時代／法科大学院生時代

### (1) 大学生時代

私が大学生の頃は、旧司法試験が存在していました。曲がりなりにも法学部生だったので、(記念)受験をしたのですが、当時の短答式試験に大苦戦し(もはや戦いと呼べるものはなかったですが)、法曹になれるなんてありえないとさえ思っていました。そんな折、新司法試験制度の話を知り、「万に一つくらい、こんな自分でもなれるのではないか」と思い、法科大学院に進学することにしました。

### (2) 法科大学院生時代

法科大学院では、司法試験対策禁止ということになっていたので、法科大学院が受験指導をするというものは一切ありませんでした。

ただ、法科大学院も合格率を上げることが、生徒を呼び込む宣伝にもなるため、苦肉の策として、時間外において、修了生が法律文書の書き方を指導するという体裁で、過去問や問題集の添削をするというシステムがありました。

他方で、法科大学院のカリキュラムにはかなりムラがあり、曲解すれば、教授の興味のある分野をしているだけではないか? と思ってしまうようなものも多々あったように思います。そういう状況だったので、司法試験に有益かどうかという観点から、カリキュラムを選択する学生がほとんどで、先進的な科目や、実務的な科目については敬遠されがちだったように思います。

当時、新司法試験には、修了後五年で三回までという受験資格があり、三回不合格になった者を「三振者」と呼ぶこともありましたが、「三振」を避けるべく、「初球でホームラン」を狙っていたので、最終学年になってからは、ものすごくギスギスした雰囲気には含まれていませんでした。

他に辛かったことといえば、やはり経済的な事情です。私は、大学でも大学院でも奨学金を利用したので、学費の支払いについては、当面問題がありませんでしたが(もっとも、今

## ロースクールの実情と 法曹養成

いよいよ司法試験に合格し、五年間で減ってしまった受験仲間と共に修習生として頑張ろうと思っていたのですが、仲間の一人(法

### 3 司法修習時代

性を共にする同期と、ああでもないこうでもないと言通して議論したことは、今でもいい思い出です。

生々しい話ばかりをしてしまっていますが、私個人としては、法科大学院時代は、充実していたので、満足しています。やはり、法曹になつて社会の役に立ちたいという大きな方向

### 4 科大生

が、総合的には、良い制度であると個人的には思っています。それはやはり、皆さんもよくおっしゃる同期のつながりによるものが大きいのです。

法科大学院進学者数や、司法試験受験者数の減少は、留まることを知らないといった勢いです。このように、法曹志願者が減ってしまった要因の一つは、やはり、そもそも、司法改革の設計が甘かったということもあると思います。「振り回され世代」である私は、その影響を直接受けた当事者の一人でもあるわけです。

は……)、書籍代や、交通費、食費、交際費等の支出が増えていく一方で、授業の予習復習のためにバイトはできず、収入はなかったため、貯金を切り崩して過ごしていました。かつこよく、前向きな捉え方をすれば、ハングリー精神を培えたといえますが、当時は、そんな風に考えることができず、ただただひもじい思いでいっぱいでした。それに加えて、司法修習が給費制から貸与制になるという時期でもあったので、「司法試験に受かって受からなくても借りたお金を返さないといけない生活が続くのか」と落胆していたことは、今でも強く覚えています。

科大学院修了後、一般企業に就職した既婚者の方が、司法修習が貸与制なので、とてもじゃないが、家族を養えないという理由で、司法修習を辞退されました。その方とは、今でも交流はありますが、同じ法曹になれなかったことを寂しく思います。

司法修習生の大半は、やはり貸与制に対する不満を持っているようでした。なかには、家庭の経済的な事情から兼業をせざるを得ず、そのため、時間外で残つて勉強するということができないと嘆いていた方もいたくらいです。

昨今、部分的にはあるものの、給費制が復活しました。このような流れ、方向性を維持しつつ、法曹が魅力的な仕事であることを世間にアピールをして、法曹界全体がより活性化し、より盛り上がるができるように、自分にできることをしたいと思います。

会員の  
みなさまへ

## 青法協メーリングリスト への登録を呼びかけます

青法協メーリングリストは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp) まで、アドレスをお送り下さい。

# 弁学合同部会の議長に就任して 下

—青法協の「志」「使命」とは何か、  
どう実践していくのか

青法協弁学合同部会議長

北村 栄



前号に引き続き、お話をさせていただきます。

## 一 青法協の「志」「使命」とは

どんな青法協にしたいかは、六月の全国総会ではお伝えしましたが、大事なことです。再度お伝えします。

私が思う青法協の「志」「使命」とは、「世の中を少しでもよくなるよう変革すること、そしてそれに力を注ぐこと」だと思います。

そのためには、「先人の志と知恵を後継者に伝えること」、そして「その循環」が大切だと思います。

特に、大変な問題は、私たちの世代だけで変えることが出来ない問題が多いです。例えば、原発の全廃の問題もそうですし、放射能被害の問題は、原爆症裁判が今でも続いていることからすれば

ば三世代後まで続くかも知れません。

## 二 「楽しく、息長く、創発的に」

そのために、青法協の活動も「楽しく、息長く、創発的に」やっていきたいと思っています。特に、最後の「創発的に」ですが、現代は、どんな小さな一人人であっても、メール一本で全世界に瞬時に発信をすることが出来ます。事業や経済の世界においても、世界の片隅の若者のアイデアや行動が、世界を大きく変えるという現象が現に起こっています。ぜひ、一人ひとりが発信し、行動していきましょう。

## 三 人間的成長を目指して

ところで、最後に、私が本気で思っていること

をお伝えします。青法協に集う皆さんは、本当に素晴らしい弁護士になれる、そして人間としても遙か見える高みにまで成長されていく方々であると確信しています。それは、皆さんは志(使命感)と共感する心を強く持つておられるからです。自分の人生の道を拓いて行くには、私は次の三つのことが必要だと思います。

一つは、「職業的な智慧を掴むこと」。皆さんの周りには、素晴らしい先輩、先人がおられます。この言葉で表せなく体験からしか掴むことの出来ない職業的な智慧(暗黙知)は、先人と共に体験することにより付く知恵ですから、みなさんは素晴らしい環境にあるのです。

二つ目は、「志を抱くこと」です。志を抱けば、自然と周りに人や知恵、必要なものが集まり、素晴らしい関係が広がっていきます。共感の輪が広がるのです。

三つ目は、「人間力を磨くこと」です。目の前にいるあなたが信頼に足る人物かどうかで、最後は判断をされます。

このように、自分の人生の道を拓いて行くための資質を、皆さんは持つておられるのです。ぜひ、人々の笑顔を思い浮かべ、自信を持つてともに行動していきましょう。

委員会からのお知らせ

青法協会所属の法律事務所のみなさま

七一期向け四団体合同事務所説明会へ  
是非ご参加を

修習生委員会 今泉 義竜

またこの季節がやってきました。恒例の四団体(自由法曹団、青法協、日民協、労働弁護士)事務所説明会(東京)を開催します。

七一期は、今年二月下旬から一年間の司法修習を行い、来年二月登録予定の期です。全修習生が和光に集まる導入修習期間中に説明会を開催しますので、修習生は比較的に参加しやすい時期です。多くの事務所に参加していただき、新しい出会いが生まれる機会にしたいと思えます。ぜひふるってご参加ください。東京での四団体説明会は今回一回のみの開催ですので、全国からのご参加をお待ちしております。

◇参加受付・問い合わせ先

参加される事務所は、事務所名、参加者名をご記入の上、下記宛先

までFAXまたはメールで二月一日までに御連絡下さい。詳しい募集要項(事務所名、採用担当者、連絡先、採用予定人数、勤務条件、事務所の特色等)を同日までに送付頂ければ、当日参加した修習生に配布致します(なお、例年作成している法律事務所ガイドブックも配布予定です。そちらに掲載される場合は別途ご用意いただく必要はありません)。都合により説明会に参加できない遠方の事務所につきましては、募集要項の配布のみも可能です。

東京法律事務所

電話 〇三―三三三三―五五五―〇六一―  
FAX 〇三―三三三三―五七五―五七四二  
メール imazumi@tokyolaw.gr.jp

参加要綱

- ◆とき…二月二十六日(土) 午後二時～
- ◆ところ…主婦会館プラザエフ「カトレア」(JR四ツ谷駅から徒歩二分)
- ◆参加費…事務所説明会 一事務所二万円  
懇親会費 弁護士二人につき二万円
- ◆当日の予定…二時半開場 二時三十分 学習会(七一期司法修習生対象) 一四時 事務所説明会開始 一八時 懇親会

※事務所説明会にご参加の方は、遅くとも二四時までにお越しください。



▼初めて痔になつた(食事中の方はいません)。お尻の真ん中を圧迫しているとなつた。心当たりがあつた。バランスボールだ。運動不足解消のため、昨年夏から仕事の椅子代わりに使つており、筋力がアップして結構結構だと思つていたら、いいことづくめではなく、甚大な副作用があつた(治療も大変大変、と言うか恥ずかしい恥ずかしい)。体の中心となる軸

▼初めて痔を、真下からぼよんぼよんと圧迫し続けていたのが悪かつた。▼ところで、最近毎日のように北朝鮮問題が報道されているが、これまた相手方の真ん中を直球で攻撃したから甚大な副作用が生じそうだ。文明の発達した人類の英知を結集し、是非、圧迫ではなく分散の発想で、穏やかに問題を解決していただきたい。▼私もさつそく、人類の英知が開発したドーナツ型のクッションを購入して、バランスボールに乗せることにした。▼教訓「真ん中を押しはけない。」(町田正裕)